

みどり市奨学金貸与申請 提出書類のご案内

(1)～(3)の書類については、原則オンライン申請です。オンライン申請後、(4)～(7)の書類を提出することで受付完了となります。

右のQRコードまたはURLより申請してください。→

<https://logoform.jp/f/oDa0b>



※オンライン申請が困難な場合は、下記の書類をすべて提出してください。

1) 奨学金貸与申請書(オンライン申請の場合省略)

- 記入例を参考に、表面・裏面ともに全てご記入ください。希望貸与額は、下記の貸与月額上限の範囲内で1万円単位でお申し込みください。

<参考> 奨学金 貸与月額上限

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ・高校生等 | 月額 10,000 円(年額 120,000 円) |
| ・大学生等(自宅通学) | 月額 20,000 円(年額 240,000 円) |
| ・大学生等(自宅外通学) | 月額 30,000 円(年額 360,000 円) |

- 希望貸与期間は、月単位で記入してください。

(例1) 4年制大学に進学予定で4年間貸与を希望する場合
→「令和〇年4月」から「令和〇年3月」まで

(例2) 4年制大学に在学中で3年半の間貸与を希望する場合
→「令和〇年10月」から「令和〇年3月」まで

- 連帯保証人は、1名を保護者、もう1名をみどり市在住で同一世帯ではない方(市税を滞納している方は不可)としてください。(できれば申請日において65歳未満である方をお願いします。)
- 申請者本人が未成年である場合は、保護者の署名をお願いします。(本人が満18歳を超えている場合は保護者の署名は不要です。)
- 「奨学金を受けようとする理由」の内容によっては、それを証明する書類の添付をお願いする場合があります。

2) 奨学金返還計画書(オンライン申請の場合省略)

- 希望貸与期間や返還予定期間をご記入ください。

(奨学金返還計画書期間確認表を参考にしてください。)

<参考> 奨学金の返還期間 → 卒業から1年間の猶予期間を経て返還を始めていただきます。
返還は、貸与期間の2倍に相当する期間内で履行していただきます。

(例1) 4年制大学に進学予定で4年間貸与を希望する場合

- 貸与希望期間 → 「令和〇年4月から令和〇年3月まで(48月分)」
- 返還予定期間 → 「令和〇年4月から令和〇年3月まで(96月分)」

3) 自宅外通学を証明する書類(オンライン申請の場合省略)

- ・自宅外通学で、アパート等を賃貸されている場合は、賃貸契約書(写し)を提出してください。

4) 推薦書

- ・卒業した、または在学する学校の長に作成を依頼してください。

(例) 大学進学の場合→高等学校校長に依頼、大学在学の場合→大学学長に依頼

- ・「学業成績」欄については、中学校又は高等学校から推薦書をもらう場合、3年間の全科目の評定平均を記入してください。
- ・評定平均を記入していただけない場合や、大学学長等へ推薦書を依頼する場合には、推薦書と成績証明書の両方を提出してください。
- ・推薦書そのものを学校で作成していただけない場合は、これに代えて最新の成績証明書等のみの提出でも可とします。

5) 入学許可証、試験合格証明書又は在学証明書

- ・新入学の場合は、入学が許可されている証明書又は入学試験に合格した証明書(原本)を持参して申請書提出の際に提示してください。当方で確認の上、コピーを取らせていただきますのでご承知おきください。
- ・在学中の場合は、在学証明書(原本)を提出してください。

6) 世帯全員の住民票

- ・提出いただく住民票は、3ヶ月以内に発行され、続柄が記載されたものとします。申請者と保護者等の住所が異なる場合は、それぞれの世帯の住民票を提出してください。
- ・申請日と保護者の「住民となった年月日」が1年以上経過していない場合は申請できません。

住民票発行窓口 :

教育総務課(教育庁舎)、市民課(笠懸庁舎)、大間々市民生活課(大間々庁舎)、東支所

7) みどり市貸与型奨学金申請に関する同意書

- ・この同意書は、みどり市奨学金の貸与申請に同意すること、及び市税の課税台帳や所得申告書により収入額などの経済的な理由により修学が困難であることを確認させていただくためのものです。
申請者及び同一世帯の方(申請者と保護者等(主としてその方の生計を維持する人)が別世帯の場合にあっては、保護者等の世帯を含む。)からもれなく同意をいただき、署名をお願いします。

教育委員会事務局

教育総務課(電話 76-9844)